

# 道路交通法の一部を改正する法律案要綱

第一　自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備

一　自動運行装置の定義等に関する規定の整備（第二条関係）

自動運行装置の定義等に関する規定を整備することとする。

二　作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備（第六十三条及び第六十三条の二の二関係）

(一) 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）により記録された記録の提示を求めることができることとする。この場合において、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作した者等に対し、当該措置を求めることがあることとする。

(二) 自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により（一）の情報

を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととする。

(三) 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならないこととする。

三　自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備（第七十一条の四の二関係）

(一) 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならないこととする。

(二) 自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者が、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなつた場合等において、直ちに、そのことを認知するとともに当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあるなどのときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規定は、適用しないこととする。

## 第一　携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

一 携帯電話使用等に関する罰則の引上げ（第七十一条、第一百十七条の四及び第一百十八条関係）

(一) 自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転する場合において、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為をした者に対する罰則を引き上げる。

(二) 自動車等を運転する場合において、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視し、よつて道路における交通の危険を生じさせる行為をした者に対する罰則を引き上げる。

二 携帯電話使用等に関する反則金の限度額の引上げ（別表第二関係）

(一) 一の(一)の行為に対する反則金の限度額を引き上げる。

(二) 一の(二)の行為を交通反則通告制度の対象となる反則行為から除外することとする。

三 免許の効力の仮停止に関する規定の整備（第一百三十二条関係）

一の（二）の行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとする。

### 第三 その他

一 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定の整備（第二条関係）

自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を整備することとする。

二 運転免許証の再交付申請に関する規定の整備（第九十四条関係）

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請する場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加えることとする。

三 運転経歴証明書に関する規定の整備（第一百四条の四及び第一百五条関係）

（一）申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った公安委員会からその者の住所地を管轄する公安委員会に改めることとする。

（二）運転免許証の更新を受けなかつた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書の交付を申請することができることとする。

#### 第四 施行期日等

##### 一 施行期日

(一) (二) を除き、この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から施行することとする。

(二) 第二及び第三については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

##### 二 所要の経過措置を設ける。

## 道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に「、小児用の車」を加え、同項第十号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第一項第十一号の二中「車いす、」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第三項第一号中「車いす、」を「車椅子又は」に改

め、「又は小児用の車」を削る。

第五十七条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条の付記中「第一百二十条第一項第十号の二」を「第一百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十一条第五号の五中「限る。第一百二十条第一項第十一号」を「限る。第一百十八条第一項第三号の二」に、「行うものを除く。第一百二十条第一項第十一号」を「行うものを除く。同号」に、「あるものを除く。第一百二十条第一項第十一号」を「あるものを除く。第一百十八条第一項第三号の二」に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第一百二十条第一項第十一号」を「第一百十七条の四第一号の一、第一百十八条第一項第三号の二」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2中「第一百五条」を「第一百五条第一項」に改め、同表の備考二及び三中「同表」を「この表」に改め、同表の備考四中「第一百五条」を「第一百五条第一項」に改める。

第九十四条第二項中「破損し、又は」を「破損したとき、」に、「き損した」を「毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定める」に改める。

第九十七条の二第一項第三号及び第四号中「第一百五条」を「第一百五条第一項」に改める。

第一百三条の二第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「、第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第一百四条の四第五項中「当該取消しを行つた」を「その者の住所地を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第一百六条」を加える。

第一百五条に次の二項を加える。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

第一百六条中「通知をし」の下に「、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し」を加える。

第一百十二条第一項中「第一百四条の四第六項」の下に「（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百十七条の四第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第七十二条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七十二条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百十七条の四第一号の一に該当する者を除く。）

第一百十八条第二項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第一百九条第一項第二号の二中「、第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第一百二十条第一項中第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「、第四号、第五号」

を「から第五号まで」に改める。

第一百二十三条中「第一百十八条第一項第二号」の下に「、第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

別表第二中

第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

大型自動車等	普通自動車等
小型特殊自動車等	

第一百十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為

第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

一万円	一万五千円	二万円
-----	-------	-----

を

大型自動車等

五万円

普通自動車等				四万円
小型特殊自動車等				三万円
大型自動車等				二万円
普通自動車等	一万円	一万五千円	二万円	三万円

「一号」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条の二の二」に改める。

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。

第二条第一項第十七号中「こと」の下に「（自動運行装置を使用する場合を含む。）」を加える。

第五十一条第二十一項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

に、「から第十一号まで」を「、第十

第六十二条中「道路運送車両法の」を「同法の」に改め、「次条第一項」の下に「及び第七十一条の四の二第二項第一号」を加える。

第六十三条第一項中「書類」の下に「及び作動状態記録装置（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三条の二の二において同じ。）により記録された記録」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当該措置を求めることができる。

第六十三条第四項中「はりつけなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条第七項中「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条の付記中「第一項に」を「第一項前段に」に改める。

第三章第十二節中第六十三条の二の次に次の一条を加える。

（作動状態記録装置による記録等）

第六十三条の二の二　自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、

自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2　自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第一百二十三条)

第七十一条の四の次に次の一条を加える。

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二　自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2　自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規

定は、適用しない。

一 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。

三 当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知する

とともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確實に操作することができる状態にあること。

(罰則 第一項については第一百九条第一項第九号の三、同条第二項)

第一百九条第一項第六号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者

第一百九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十二条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項の規定  
に違反した者

第一百九条第二項中「第九号」の下に「、第九号の三」を加える。

第一百二十三条中「、第五号」の下に「、第七号の二」を加える。

別表第二中「第九号、第九号の二」を「第七号の二、第九号から第九号の三まで」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### （免許の効力の仮停止等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において「新法」という。）第一百三条の二第一項（新法第一百七条の五第十項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず

、なお従前の例による。

(運転経歴証明書の交付の申請に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第一条の規定による改正前の道路交通法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請については、新法第百四条の四第五項から第七項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(反則行為に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条及び附則第七条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「、第一百十七条の四第一号の二」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第一百四条の四第六項」の下に「（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

## 理 由

最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

- 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係） .....
- 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第二条関係） .....
- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百二十一号）（附則第六条関係） .....
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第八条関係） .....

道路交通法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。</p> <p>三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。</p> <p>三の二 （略）</p> <p>三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。</p> <p>三の四～八 （略）</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。</p> <p>三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。</p> <p>三の二 （略）</p> <p>三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。</p> <p>三の四～八 （略）</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定</p>

格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

**十一 軽車両** 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

**イ** 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

**ロ** 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

**十一の二** 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

**十一の三** 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

**十二～二十三** （略）

（略）

3 2

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

**十一 軽車両** 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。） であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

**十一の二** 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

**十一の三** 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

**十二～二十三** （略）

（略）

3 2

この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させ

て いる 者

二 (略)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限度で許可をしたときは、車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第一百二十条第一項第十号、第百二十三条 第二項については第一百二十二条第一項第七号、第百二十三条)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

一(五)四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線

て いる 者

二 (略)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限度で許可をしたときは、車両の運転者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第一百二十条第一項第十号の二、第百二十三条 第二項については第一百二十二条第一項第七号、第百二十三条)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

一(五)四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線

通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

## 六 (略)

(罰則) 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第一百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第一百十七条の四第一号の二、第一百十八条第一項第三号の二)

### (免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百二十条第一項第十号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

## 六 (略)

(罰則) 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第一百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第九号の二 第五号の五については同項第九号の三、第一百二十条第一項第十一号)

### (免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- 1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して三年を経過しない者に限り、当該事情がやんだ日から起算して一年）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日以前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- 1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一年）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日以前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては

つては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2

優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく

、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2

優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく

処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

るもの

3～5 (略)

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者につては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五・六 (略)

2～4

(略)

3～5 (略)

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者につては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五・六 (略)

2～4

(略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 (略)  
(罰則) (略)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができるなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第一百八条の二第一項第十一号及び第十二

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は前条の規定による記録をき損したときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 (略)  
(罰則) (略)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができるなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第一百八条の二第一項第十一号及び第十二

第十二条において「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イヽハ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないもの、その者が受けていた免許の区分に応分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2・3 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一号若しくは第三号、第一百十七条の二の二第一

号において「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イヽハ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないもの、その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2・3 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一号若しくは第三号、第一百十七条の二の二第一

号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第一百八号、第三号若しくは第七号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2 (略)

6 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 (略)

(罰則) (略)

(申請による取消し)

第百四条の四 (略)

2 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6 (略)

6・7 (略)

号、第三号若しくは第七号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2 (略)

6 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 (略)

(罰則) (略)

(申請による取消し)

第百四条の四 (略)

2 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、当該取消しを行つた公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6 (略)

6・7 (略)

(免許の失効)

第一百五条

(免許の失効)

前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは、「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは、「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは、「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは、「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは、「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

(国家公安委員会への報告)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第一百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第一百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条

(国家公安委員会への報告)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第一百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九

第五項において準用する第一百三条第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第一百二条第一項から第三項まで若しくは第一百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第一百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第一百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に關し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、國家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

十条第八項、第一百二条第一項から第三項まで若しくは第一百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第一百八条の二第一項第二号第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関する内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

## (免許等に関する手数料)

第百十二条 都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例

## (免許等に関する手数料)

第百十二条 都道府県は、第六章（第百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

を定めなければならない。

一〇十三 (略)

2 (略)

第一百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一〇二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

二 (略)

第一百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

一〇三 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四〇八 (略)

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

一〇十三 (略)

2 (略)

第一百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

第一百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

(新設)

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

五万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第二項から第四項まで、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定の違反となるような行為をした者

三〇九の二 (略)

(削る)

十〇十五 (略)

2 (略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

十一 (略)

(削る)

五万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第二項、第三項若しくは第四項、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定の違反となるような行為をした者

三〇九の二 (略)

(削る)

十〇十五 (略)

2 (略)

九の三 第七十七条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

十一 (略)

十一 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示さ

れた画像を注視した者（第百十九条第一項第九号の三に該当する者  
を除く。）

## 十一の二～十七（略）

2 過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第四号若しくは第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八号第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第百十九号第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第百二十二条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	度額	反則金の限
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第四号若しくは第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八号第一項第二号から第六号まで、第百十九条第一項第三号の二、第十五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号、第十九条の二第一項第三号、第百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号若しくは第八号、第百二十条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	度額	反則金の限
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小型特殊自動車等	普通自動車等		大型自動車等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			一万五千円	三万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一万円			

(略)	二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	(略)	第一百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号第七一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十二条に係る部分に限る。)、第十号から第十一号まで、第十二号、第十三号又は第二項の罪に当たる行為	(略)	(略)	小型特殊自動車等	普通自動車等	大型自動車等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一万五千円	一万円	二万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案																																																						
目次		現 行																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章・第二章</td> <td style="width: 90%;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三章 車両及び路面電車の交通方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一節～第十一節 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二の二）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第十三節 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第四章～第九章 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">附則</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（定義）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一～十三 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">十三の二 自動運行装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八 十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう 。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">十四～十六 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい</td> </tr> </table>	第一章・第二章	（略）	第三章 車両及び路面電車の交通方法		第一節～第十一節 （略）		第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二の二）		第十三節 （略）		第四章～第九章 （略）		附則		（定義）		第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		一～十三 （略）		十三の二 自動運行装置		道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八 十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう 。		十四～十六 （略）		十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章・第二章</td> <td style="width: 90%;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三章 車両及び路面電車の交通方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一節～第十一節 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第十三節 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第四章～第九章 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">附則</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（定義）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一～十三 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（新設）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">十四～十六 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい</td> </tr> </table>	第一章・第二章	（略）	第三章 車両及び路面電車の交通方法		第一節～第十一節 （略）		第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二）		第十三節 （略）		第四章～第九章 （略）		附則		（定義）		第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		一～十三 （略）		（新設）		十四～十六 （略）		十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい	
第一章・第二章	（略）																																																						
第三章 車両及び路面電車の交通方法																																																							
第一節～第十一節 （略）																																																							
第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二の二）																																																							
第十三節 （略）																																																							
第四章～第九章 （略）																																																							
附則																																																							
（定義）																																																							
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。																																																							
一～十三 （略）																																																							
十三の二 自動運行装置																																																							
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八 十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう 。																																																							
十四～十六 （略）																																																							
十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい																																																							
第一章・第二章	（略）																																																						
第三章 車両及び路面電車の交通方法																																																							
第一節～第十一節 （略）																																																							
第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条～第六十三条 の二）																																																							
第十三節 （略）																																																							
第四章～第九章 （略）																																																							
附則																																																							
（定義）																																																							
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。																																																							
一～十三 （略）																																																							
（新設）																																																							
十四～十六 （略）																																																							
十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」とい																																																							

う。) をその本来の用い方に従つて用いること (自動運行装置を使

用する場合を含む。) をいう。

十八(二十三) (略)

2・3 (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2・20 (略)

21 警察署長は、第十二項の規定による車両(道路運送車両法による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。)の売却、第十  
三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

22 (略)  
(罰則) (略)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定(同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一百四十二条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法

う。) をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八(二十三) (略)

2・3 (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2・20 (略)

21 警察署長は、第十二項の規定による車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。)の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

22 (略)  
(罰則) (略)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一百四十二条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法

第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項及び第七十一条の四の二第二項第一号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則）（略）

（車両の検査等）

第六十三条 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類及び作動状態記録装置（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三条の二の二において同じ。）により記録された記録の提示を求め、並びに当該車両の装置について検査をすることができる。この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関係者に對し、当該措置を求めることができる。

2・3 （略）

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けなければならぬ。

5・6 （略）

又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則）（略）

（車両の検査等）

第六十三条 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

2・3 （略）

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章を貼りつけなければならない。

5・6 （略）

7 第四項の規定により貼り付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

(略)

(罰則 第一項前段)については第百十九条第一項第六号 第二項について、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

第一項第九号)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第一百二十三条)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)  
第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当

7 第四項の規定によりはり付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

(略)

(罰則 第一項)については第百十九条第一項第六号 第二項については第百十九条第一項第七号 第七項については第百二十一条第一項第九号)

(新設)

(新設)

該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 | 自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転する場合において、次の各号のいずれにも該

当するときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規定は、適用しない。

一 | 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 | 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。

三 | 当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。

（罰則 第一項については第一百十九条第一項第九号の三、同条第二項）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一（略）

六 第六十三条（車両の検査等）第一項前段の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七 （略）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一（略）

六 第六十三条（車両の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七の二 第六十二条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定

定に違反した者

八〇九の二 （略）

九の三 第七十一条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項の規定に違反した者

十〇十五 （略）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七条の二の二第八号から第十号まで、第一百十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百十九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百十九条の二第一項第三号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第一百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第一百二十二条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科罰金刑又は科料刑を科する。

別表第二（第一百二十五条、第一百三十条の二関係）

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

（新設）

八〇九の二 （略）

（新設）

十〇十五 （略）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七条の二の二第八号から第十号まで、第一百十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百十九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百十九条の二第一項第三号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第一百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第一百二十二条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

別表第二（第一百二十五条、第一百三十条の二関係）

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

					(略)	
					(略)	の種類
					(略)	度額
備考 (略)						

第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

					(略)	
					(略)	の種類
					(略)	度額
備考 (略)						

第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（使用の制限及び禁止）	（使用の制限及び禁止）
<p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第二百二十七条の二第一号若しくは第三号、第二百二十七条の二第一号、第三号若しくは第七号、第二百二十七条の四第一号の二又は第二百二十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>2 警視総監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めたときは、速やかに、意見を付して、そ</p>	<p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第二百二十七条の二第一号若しくは第三号、第二百二十七条の二第一号、第三号若しくは第七号又は第二百二十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>2 警視総監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めたときは、すみやかに、意見を付して、そ</p>

の旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第八条関係） （傍線の部分は改正部分）

			改 正 案	
	別表 (第七条関係)			
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	（略）	（略）	（略）
	第八条第三項、第五十一条の十三第一項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第六十三条第三項及び第四項、第七十五条第九項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十九条第三項、第九十二条第一項及び第二項、第九十九条の二第四項、第九十九条の三第四項、第一百一条第三項及び第六項、第一百一条の二第四項、第一百四条の三第三項（第一百七条の五第十一項において準用する場合を含む。）、第一百四条の四第六項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七条第二項、第一百七条の七第三項、第一百九条第一項並びに第	第八条第三項、第五十一条の十三第一項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第六十三条第三項及び第四項、第七十五条第九項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十九条第三項、第九十二条第一項及び第二項、第九十九条の二第四項、第九十九条の三第四項、第一百一条第三項及び第六項、第一百一条の二第四項、第一百四条の三第三項（第一百七条の五第十一項において準用する場合を含む。）、第一百四条の四第六項、第一百七条第二項、第一百七条の七第三項、第一百九条第一項並びに第百二十六条第一項及び第四項	第四条	（略）
	別表 (第七条関係)			現 行
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	（略）	（略）	（略）
	第八条第三項、第五十一条の十三第一項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第六十三条第三項及び第四項、第七十五条第九項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十九条第三項、第九十二条第一項及び第二項、第九十九条の二第四項、第九十九条の三第四項、第一百一条第三項及び第六項、第一百一条の二第四項、第一百四条の三第三項（第一百七条の五第十一項において準用する場合を含む。）、第一百四条の四第六項、第一百七条第二項、第一百七条の七第三項、第一百九条第一項並びに第百二十六条第一項及び第四項	第四条	（略）	（略）

(略)	百二十六条第一項及び第四項
(略)	
(略)	

(略)	
(略)	
(略)	

- 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）（抄） ..... 1  
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄） ..... 11  
○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第二百三十一号）（抄） ..... 12  
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（抄） ..... 13

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の二 （略）

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

三の四～八 （略）

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十二の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十三の三 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二～十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八～二十三 （略）

2 （略）

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者

二 （略）

（違法駐車に対する措置）

第五十一条 （略）

2～20 （略）

21 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第二百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

22 （略）

（罰則） （略）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 （略）

2 （略）

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

（罰則） 第一項については第二百十八条第一項第二号、第二百十九条第一項第三号の二、第二百二十条第一項第十号の二、第二百二十一条第一項第七号、第二百二十三条

三条 第二項については第二百二十二条第一項第七号、第二百二十三条

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(罰則) (略)

(車両の検査等)

第六十三条 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

2・3 (略)

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5・6 (略)

7 第四項の規定によりはり付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 (略)

8 (罰則) 第一項については第一百十九条第一項第六号 第二項については第一百十九条第一項第七号 第七項については第一百二十一条第一項第九号

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一〇五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれを行ふことができないものに限る。第百二十条第一項第十一号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

## 六 （略）

（罰則） 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については同項第九号の三、第百二十条第一項第十一号

## （免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

## 備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- 1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第一百三条

第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれららの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

### 3 5 （略）

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表

の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2～4 （略）  
五・六 （略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 （略）

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は前条の規定による記録をき損したときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 （略）

（罰則）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しても、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第一百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者

が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イヽハ  
（略）

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないもの。その者が受けっていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五  
（略）

2・3  
（略）

（免許証の更新及び定期検査）

第一百一条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第一百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2・7  
（略）

（罰則  
（略））

（免許の効力の仮停止）

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一  
（略）

二 第百十七条の二第一号若しくは第三号、第一百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号又は第一百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三  
（略）

255 (略)

6 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 (略)

(罰則) (略)

(申請による取消し)

第一百四条の四 (略)

254 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、当該取消しを行つた公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の取消しについて必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の失効)

第一百五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

(国家公安委員会への報告)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第一百四条の四第三項の規定により免許を与える、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十

条第八項、第一百二条第一項から第三項まで若しくは第一百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第一百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第一百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関する内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許等に関する手数料）

第一百十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされる事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一〇十三 （略）

2 （略）

第一百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

第一百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・八 （略）

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電

車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)第二項、第三項若しくは第四項、第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)又は第七十五条の五(横断等の禁止)の規定の違反となるような行為をした者

三(五) (略)

六 第六十三条(車両の検査等)第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七(九)二 (略)

九の三 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

十(十五) (略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一(一)十 (略)

十の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反した者(第一百八条第一項第二号及び第一百十九条第一項第三号の二に該当する者を除く。)

十一 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第一百十九条第一項第九号の三に該当する者を除く。)

十一の二(一)十七 (略)

2 過失により前項第三号、第四号、第五号、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第四号若しくは第五号、第一百十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百十八条第一項第二号から第六号まで、第一百十九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十三号若しくは第十四号、第一百十九条の二第一項第三号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第一百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第一百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

別表第二（（第百二十五条、第百三十条の二条関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)	(略)	(略)
第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	大型自動車等 普通自動車等 小型特殊自動車等	二万円 一万五千円 一万円
(略)	(略)	(略)
第一百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）、第十号から第十一号まで、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為	大型自動車等 普通自動車等 小型特殊自動車等	一万円 八千円 六千円
(略)	(略)	(略)

備考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石その他政令で定める物をいう。

- 2 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。
- 3 (略)

(表示番号等の表示)

第四条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

- 1 (略)

二 道路交通法第百十七条の二第一号若しくは第三号、第一百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号又は第一百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

- 3 (略)

2 警視総監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号の

いすれかに該当することとなつたと認めたときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができる。

（適用除外）

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

別表（第七条関係）

（略）

道路交通法（昭和三十五年法律）

（略）

（略）

(略)	第一百五号)
(略)	<p>第八条第三項、第五十一条の十三第一項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項        、第五十九条第三項、第六十三条第三項及び第四項、第七十五条第九項（第七十五条        の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十九条第三項        、第九十二条第一項及び第二項、第九十九条の二第四項、第九十九条の三第四項、第        百一条第三項及び第六項、第一百一条の二第四項、第一百四条の三第三項（第一百七条の五        第十一項において準用する場合を含む。）、第一百四条の四第六項、第一百七条第二項、        第百七条の七第三項、第一百九条第一項並びに第一百二十六条第一項及び第四項</p>
(略)	第四条